第二十条第一項第三号イ中「及び第四項」を「、第三項及び第五項」に、「又は大型化学高所放水車」を「、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」に改め、同号ニ中「第四項」を「第五項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同項第四号イ中「第四項」を「第五項」に、「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に、「すべて」を「全て」に、「第十号に掲げるもの」を「第十一号に掲げるもの」に改め、同項第五号中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第十六条第二項中」を「第十六条第二項及び第三項中」に、「すべて」を「全て」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第一項第一号イ中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同項第五号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十五号

児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第八項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第五項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「次条」を「第二十二条の三」に改める。

第二十二条の十を第二十二条の十一とし、第二十二条の九を第二十二条の十とする。

第二十二条の八第四号中「第二十二条の五各号」を「第二十二条の六各号」に改め、同条を第二十二条の九とし、第二十二条の七を第二十二条の八とし、第二十二条の二から第二十二条の六までを一条ずつ繰り下げ、第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二　法第十九条の三第八項の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、同条第一項に規定する指定医が同項に規定する診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により同項の申請を同条第八項に規定する診断した日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。

第二十二条第一項第三号イ中「第二十二条の五第五号」を「第二十二条の六第五号」に改め、同項第六号中「第二十二条の八第二号」を「第二十二条の九第二号」に改め、同条第二項第二号中「第二十二条の五各号」を「第二十二条の六各号」に改める。

第二十七条の十一第一項第一号中「第二十二条の五第五号」を「第二十二条の六第五号」に改め、同条第二項第二号中「第二十二条の五各号」を「第二十二条の六各号」に改める。

第二十七条の十八第一号中「第二十二条の五第五号」を「第二十二条の六第五号」に改める。

第三十五条中「第二十二条の五第七号」を「第二十二条の六第七号」に改める。

第三十五条の二中「第二十二条の六各号」を「第二十二条の七各号」に改める。

第三十五条の五第六号中「第二十二条の五第八号」を「第二十二条の六第八号」に改める。

第三十六条の二第三号中「第二十二条の五第七号」を「第二十二条の六第七号」に改める。

第三十六条の三中「第二十二条の六各号」を「第二十二条の七各号」に改める。

第四十五条の三第八項中「という。）」とあるのは「という。）又は児童相談所設置市」を「の区域」とあるのは「又は児童相談所設置市の区域」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条」を「第四条」に改める。

第十一条を第十二条とし、第三条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（支給認定に係る政令で定める一定の期間）

第三条　法第七条第五項第一号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医（法第六条第一項に規定する指定医をいう。次項において同じ。）が診断書（法第六条第一項に規定する診断書をいう。次項において同じ。）の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する診断した日から一月以内に行わなかったときは、三月とする。

2　法第七条第五項第二号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する基準に該当することとなった日の翌日から一月以内に行わなかったときは、三月とする。

附　則

この政令は、令和五年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　加藤　勝信

府令・省令

内閣府、財務省、経済産業省、環境省令第二号

○文部科学省、

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏